

伊勢市議会基本条例 骨子（案）

5 会派

- 1 議員は、同一理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派を結成することができるものとします。
- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができるものとします。

【これまでに確認された事項等】

特になし。

【協議の視点】

- ① 「会派」について、どういったことを、どの程度まで、この骨子に記載していくか。ほかにも取り上げるべきことがないか。

会津若松市議会基本条例

(会派)

- 第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。
- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
 - 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。
 - 5 会派の代表者の会議に関し必要な事項は、別に定める。

大津市議会基本条例

(会派)

- 第11条 議員は、議会活動に資するため、政策を中心とした同一の理念を有して活動する会派（以下「会派」という。）を結成することができる。
- 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。
 - (1) 議員の活動を支援すること。
 - (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。
 - (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

流山市議会基本条例

(会派)

- 第5条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。

横須賀市議会基本条例

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。

四日市市議会基本条例

(会派)

第8条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

伊賀市議会基本条例

(会派)

第5条 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

11 法第 96 条第 2 項の議決事件

議会は、議決機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとします。

【これまでに確認された事項等】

特になし。

【協議の視点】

- ① 議決事件の拡大の考え方について
- ② 議決事件とする事項を具体的に記載するかどうか。
※議決事件を具体的に記載する場合は、何を議決事件とするか。

(参考) 伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、定住自立圏構想推進要綱(平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号)に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告は、議会の議決すべき事件とする。

会津若松市議会基本条例

(議決事件)

第8条の2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止

大津市議会基本条例

(議決事件の追加)

第19条 議会は、第4条第1号に規定する議決機関としての権能を最大限に発揮するため、法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、大津市議会会議条例(平成26年条例第1号。以下「会議条例」という。)で定める。

大津市議会会議条例

(議決事件)

第6条の2 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 基本計画(前号の基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止
- (3) 大津市災害等対策基本条例(平成27年条例第48号)第22条第2項に規定する災害復興計画の策定、変更又は廃止
- (4) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消

流山市議会基本条例

(法第 96 条第 2 項の議決事件)

第 13 条 法第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決すべき事件は、市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画を策定することとする。

四日市市議会基本条例

(議会の議決事件)

第 10 条 議会は、行政に対する監視機能を強化するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 2 項の規定により特に重要な計画等を議決事件として加えるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、軽微な変更を除く。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項に規定する地域防災計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条に規定する水防計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する老人福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関すること。
- (5) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項に規定する都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更に関すること。
- (6) 市民自治基本条例第 18 条に規定する総合計画のうち、基本構想及び基本計画の策定及び変更に関すること。

伊賀市議会基本条例

(議決事件の追加等)

第10条の2 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加等を検討するものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、伊賀市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件について定めることを目的とする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げる計画等の策定、変更（軽微なものは除く。）又は廃止とする。

- (1) 市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想及びこれを具現化するための根幹的な施策や事業を示したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の基本的な施策に係るもので、期間が5年以上のもの（法令又は他の条例に定めのあるものは除く。）